

# 伊勢神宮特殊神事

春日神社宮司 江見清風

伊勢神宮には特殊の神事が頗る多いが、こゝでは専ら三節祭に行はれる御占の神事及び遷宮の祭式中にある杆築祭の神事に就て述べたいと思ふ。

凡そ人間の社會を形成してゐる處には必ず宗教が存在する。宗教の目的は安心立命を求める事にあつて、其の歸依の對象としては超自然の力を有するものを仰ぐのが常態である。だから周囲の事々物々が人間生活を脅すことの甚だ多かつた原始時代にあつては、自づから宗教信仰の念慮が厚いわけで、何事にも神の力に依頼し、神の慈悲の御手に縋つて生活した。そこで社會に重大事が起れば、先づ神意を伺うて然る後に初めて實行する祭政一致の狀態が生ずるのである。

殊に我國では、八百萬の神々の中心たる御神は、申すまでもなく皇祖天照大神で、此の大神は建國の

神におはしますと共に、又我が大和民族の祖先神であらせられるから、神人の間は信仰を以て結びつけられてゐると同時に、開闢以來倫理的には君臣父子の關係が存するのである。斯の如く倫理的にも又信仰的にも深い連鎖があつて、それが幾千年來層重してゐるのであるから、我國では時世の變遷があつても、此の神人連結、政教一致の精神は、永久に消えないで存續してゐるのである。此の狀態に於ては、何か重大事のあつた時には、之を人智を以て決せず、神意を伺ひ奉るのが大切な事であるが、其の神意を伺ふには、神の方から御自ら其の御意思を、夢告又は託宣の方法でお示しになる場合は別として、其處に何等か特別の方法がなければならぬ。占ト即ち御占は、此の目的の爲に撰ばれたる唯一のものである。

御占が神事の中で極めて重大な部分を占めてゐるのは之が爲であつて、彼の天兒屋命は神代に於ての輔弼の臣として執政の職を掌ると共に、専ら祭祀を職とした人で、中臣氏の祖先神であるが、書紀には此の神が神事の宗源を主さどり、太占のト事を以て仕へ奉つたことが出でる。之を見ても既に古くから神の思召を知るには、占トの方法に依つたもので、それが祭司の職の最も重要な條件であつたことが判るのである。後世神祇官が百官の上に立てられるに至つて、其の長官たる神祇伯が、祭祀を掌ると共にト占の事を掌ることを職とするのも、矢張り、ト兆を以て神人の間を執持つことから來てゐるのであ

る。

ト占の方法には幾種もあるが、概して言ふならば、古來固有のト法と外來のト法、即ち支那から朝鮮を通じて傳來したト法との二種が最も代表的なものである。其の外來のト法と云ふのは龜トの事であつて、龜の甲を灼いて現れた町形に依り吉凶を判断するのが其の方法であるが、これは可なり早くから傳來したもので、歴代の朝廷では皆之を採用しておいでになる。皇室國家に事有る際には必ず龜トを行ふのが長い間の慣例である。現に御即位大禮後に大嘗會を行はせらるゝについて、其の悠紀田、主基田を定めるには、今以て此の龜トの法に依るのである。併し乍ら、前にも述べた通り外來のト法であつて、我國固有のト法ではない、最も古いト法即ち固有のト法は鹿トである。これは鹿の肩胛骨を抜いて、一種の波々迦の木で灼いて、其の龜裂のために生じた町形で吉凶を判定するのであつて、方法としては大體龜トに似てるが、之に用ふる物質は全く異つてゐるのである。神代史を見ると諸冉の二神が御夫婦のお契を遊ばされて、御子を生ませられると、最初に出来た二柱は甚だ不成績で、御子の數には入らないので、高天ヶ原に上つて天神の教示を請はれた處が、天神は早速太占の方法に依つて占はれて、諸冉二神の誤を正し、改めて契り直すことを命ぜられたと出てゐるが、此の時に用ひられた太占といふのが即ち鹿トである。然るに此のト法は早く絶えて、外來の龜トが之に代つた。或は上野國の貫前神社に

は今以て鹿トの古法を傳へてゐるといふ説もあつて、何かの書物に之を記してあるのを見したが、果して神代其のまゝの方法であるかどうか俄に斷ぜられない。

そこで舊來其の名の傳はつてゐるト法の中で、此の鹿トと龜トとを除いた以外のものには、琴占、夕占、道占、歌占、足占、石占など種々のものが古今に亘つて存在するが、餘りに古いト法であるが爲に其の方法の判明しないものを省いて、今日明らかに判つてゐるト法のみに就て調べて見ると、其處には總てに一貫した通有性がある。それは物に現れた形で判断するといふ點である。例へば鹿トにしても、龜トにしてもさうであるし、言語に依る夕占、道占にしても皆、形に現れて目に視或は耳に聽き得るもので判別する點に於て變りはないのである。

ところが其の中に唯だ一つ特異な性質のト法がある、それは琴占である。琴占は決して形に現れたもので判別するのではなく、琴を彈いてゐる所に神が降り、人に憑つて吉凶の神意を示すのであつて、私が茲に云はうとする御占の神事には、此の琴占が用ひられてゐるのである。

全體琴は、果していつ頃に、作られたものであらうか。後世に支那から傳來した十三絃の筑紫琴は別として、和琴即ち六絃琴は、いつから出來たものかまだ確な事が判らない。樂家の説に依ると、神代に天照大神が天窟戸にお籠りになつた際、樂を奏するのに、六張の弓を列べて彈いたのが初めてであるとも

云ふが、眞否は不明である。只古典に明らかな記載のあるのは、古事記神代卷の大國主命の事蹟中に、天詔琴の名が見えてゐる事である、之に就て本居翁は、「詔琴は……琴の正しき本の名なり。さて其意は、詔言所と云ことなり……古へに何事にまれ、神の御心を問むとて、其命を請申すには、必ず琴を彈けり、于時其の神琴の上に降り來坐て、人に著りて命を詔りたまふ……かゝれば琴と云名は、神の來て詔言し賜ふ所と云意にてつけたるなれば、本は凡て能理許登といひしを、許登とのみ云は、後に略ける名ぞかし」と古事記傳に述べてゐられる。一寸見ると、頗る附會の説のやうであるが、同じ古事記の仲哀天皇の段を見ると、天皇が熊襲征討の爲に詞志比宮においてに成つた時、天皇が琴をお弾きになり、建内宿禰大臣が沙庭に居て、神の命を請ふた處が、神が大后に歸かられて、お教へに成るには、西方に國がある、金銀を初めとして目も覺めるやうな種々の珍寶に富んだ國である、今其の國を天皇に差上げませう、だから熊襲などは二の次にして先づ其の西方の國を討たれるがよい、との事であつた。ところが天皇は高地に登つて見ても只大海の茫々たるのみで國土らしいものは見えない、これは神が詐を云はれるのであるとして、其のお示しに従はれなかつたので、神が赫怒し、其の爲に天皇は暴死遊ばされた、との事が見える。これに依ると、成る程琴は神意を宣らせらるゝ所であるとの本居翁の解釋も牽強ではないと云ふことに歸する。

更に今一つ、書紀の武烈の卷を見ると、天皇の御歌に、「舉騰我瀧爾、枳謂屢箇鰐比謎云々」と仰せられてゐる、此の「舉騰我瀧」は「琴頭」で、箇鰐比謎は當時美人の聞えがあつた影媛の事である。此の二句は、影媛の「影」を云はむがための序であるが、其の中には、琴頭にお降りになつてゐる神の御影と云ふ意が明らかに含まれてゐるのである。即ち此の例で見ても、琴を弾いてゐると、其處へ神が降つて、人に著いて神意を示すと云ふ信仰が、事實存在したことは確であつて、本居翁の説は益々強く裏書きがあるのである。

斯う云ふ風に、琴を弾いて神の歸降を仰ぎ神意を請ふのが即ち琴占であつて、前にも述べた通り、古代のト法中、最も特殊性を具ふるものであるが、仲哀天皇が最初に琴を弾いて、神意を請はれた時に、琴頭にお降りになつた御神は、天照大神であらせられた事が、後段の記事に出てゐる所を見ると、古くから天照大神と琴占との間には、深い御縁があつたものと思はれる。

ところが其の後になると、どう云ふ理由か琴占の事は歴史に少しも現れず、實際に朝廷でも再びお用ひにならなかつたやうである。民間でも辻占とか道占、歌占などと云ふものが後世には多く出來て、何れも盛に行はれてゐるが、それにも拘らず、琴占ばかりは、いつの時代の風俗にも見えてゐない。して見ると、此のト法は早く一般には打絶えたものらしいが、而もそれが伊勢の神宮には、今日尙御占の神

事として、儼然として遺つてゐるのである。

## 二

御占神事は、三節祭即ち六月、十二月兩度の月次祭及び九月神嘗祭の時に伊勢大神宮で行はれる最も重大な祭典である。勿論内外兩宮共に行はれるのであつて、外宮では十五日、内宮では十六日に在る、各何れも宵の神事と曉の神事とがあつて、宵は午後十時、曉は午前二時に行はれる。神宮ではそれを夕御饌、朝御饌奉ると申す慣例である。

三節祭の前儀としては、古來種々の準備祭典が行はれたが、其の多くは中絶して今日に傳はらない中に、此の御占の神事などは幸に遺つたものの一つであつて、其の式典の有様は、延暦年間に神宮で編纂して朝廷へ奉つた「延暦儀式帳」の中に出でてゐる。それに依ると、「十五日の夜の亥の時（今日の午後十時）に、第二の御門の御巫の内人に御琴を給ひ、大御事を請けて、十六日を以て、宮より西の河原に退り出、御巫の内人をして、禰宜、内人、物忌等の雜々の罪事を申し明かさしめ、祓ひ清める」とある。此の第二の御門と云ふのは、今日の名稱で申すと内玉垣御門であつて、正式參拜の時に、勅任官が進んで拜を行ふところである。其の御門の下で御巫の内人即ち御占を職掌とする者が大神の御言葉を賜はるのであつて、儀式帳に「大御事」とある其の「事」は俗字である。そして翌十六日には宮より西の河

原、即ち一般參拜者が手水を使ふ五十鈴川の流れの清らかな所まで退出して、其の前方に禰宜以下の神職が參籠してゐる齋館へ行つて、其處で職役人の罪穢を明らかにして、之を祓ひ清めるのである。

只これだけの記事では、如何なる方法で大神のお教を承るのか更に判明しないが、次に建久年間に出来た「皇太神宮年中行事」即ち一名「建久年中行事」を見ると、稍詳細な記述が見られる。それには

「御占の神事、西の御門より參入す。正員の禰宜（これは權任の禰宜の上位にあるもので員數は十人である）は、玉串御門外の方軒下（軒下とは云つても頗る幅が廣いから、自由に座席を構へて神事を行ふに適する）に御前に控へ、權任の神主は八重榼の南に參候す（八重榼の南とは、中重鳥居の立つてゐる内玉垣御門外の場所で、正式參拜の時に奏任官の拜禮する所である）。……時に御巫の内人は外幣殿（御神寶、幣帛等を納める御殿）鷄ノ尾の御琴を請ひ（琴の後部が鷄の尾の形をしてゐるもの）、第二の御門の外東方に候し、御殿に向つて先づ詔刀を申す。其の詞に云はく

今年乃六月乃御祭、十五日乃今時於以天、掛畏天照坐皇大神宮乃廣前仁恐美恐美申久、國々所々仁依奉禮、郡神戸御厨等乃忌齋奉留御神酒御贊、并禰宜神主内外物忌色々職掌供奉人等、不淨乃事疑於御前御占ニ清靜令ニ占定ニ給止、恐恐美申

即ちこれは三節祭の時には、郡、神戸、御厨などから種々の國產品を供し奉るのが例であるが、それ

が萬一穢れてないかを占ひ定めて祓ひ清めると共に、祭典に奉仕する禰宜以下の諸役人をも大神の御前でト問ひ定めて清淨にお勤をしたいから、どうか穢の有無をお示しに預りたいと云ふ意味の祝祠である。此の祝祠を奏上し終ると、次に笏を以て御琴を三度搔いて、其の一搔毎に警驛を行ひ、それから神下ろしをするのであるが、其の時の歌が三首ある。それは

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、天津神國津神、於利萬志萬世

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、上津大江下津大江毛、摩伊利太萬江

此等の歌は、何れも、其の記録の出來たのが假名遣の亂れた時代の事であるから、多少の假名違ひもあらうと思ふが、「アハリヤ」は、後世の「天晴れ」又は「あはれ」の意である。次に「遊波須度萬宇佐奴」は、「ユハズトマウサヌ」であるが、伴信友翁の「正ト考」には、之を「アソバストマウサヌ」と訓んでゐる。「遊ぶ」とは、笛吹き琴を彈むることを中古には「遊ぶ」と云つた其の意味であるが、今茲で琴を搔くのは決して樂遊の爲ではない、神降を求める爲にする事である、との意を陳べたものだと伴氏は解いてゐるのである。次に又「安佐久良」は、清淨な位置で、其處へ天つ神國つ神に降り給へと祈る意味だとしてゐる。

そこで御占の神事では、此の神下ろしの歌をうたひ終ると、神の御來託がある。すると今度は人別性名を以て奉仕者の姓名を神前で呼上げる。例へば祭主何某、大宮司何某、少宮司何某、禰宜何某と云ふ風に、奉仕全員の名前を書上げた物を持つて、一々之を読み上げるのである。すると御巫の内人が、それに應じて御琴を搔き乍ら内方へ嘯くのであるが、其の音が清らかなければ、其の時に呼上げられた人は清らかなのであつて、更に音のせぬ場合は罪穢があると定めるのである。「建久年中行事」には

「人別の姓名を以て、其の神主に若し不淨の事有るかと申す、御巫の内人同じ詞を以て又申して、御琴を搔きて内へ嘯く。件の嘯く音鳴らば、以て清しと知り、鳴らざるを以て不淨と知る也……丙合の輩は悦び、合はざる輩は恐を成す、其後又御巫の内人、三度御琴を搔いて、警驛の後、神を上げ奉る、御歌本の如し。但し下し奉る所の神の御名を申して、今度は歸り御へと申す」

と記してゐる。

現に伊勢神宮で行はれてゐる御占の神事も大體此の通りであつて、只變つてゐるのは鶴尾の御琴を搔く代りに、今日は琴板と稱へる檜の板を軽く笏で三度たゞく事に成つてゐる。これは既に歴史事實となつてゐることで、戰國時代畏くも朝廷御式微の御時には、隨つて内外の二宮も御衰微の御有様で、申すも憚多い事ながら、一時は御神體が地上に坐しました事さへもあつたのである。されば御神寶なども本

來は、御遷宮毎に新に調進する例であるのが、何百年と云ふ長い間御遷宮の事が打絶えた爲め、御神寶が一種も無くなつた時代さへあつた。然しそんな時にも只御祭典だけは衰へ乍らも續行されてゐたので、そこで鷦尾の御琴の代りに檜板を用ひると云ふやうな新例が認められて、今日に至つたのである。自分は伊勢在職時代に、何とかして此の舊典を元通りに復したいものと思つて色々力を盡したが、遺憾ながら今日まだ其の運びに至つてゐない。尙又神歌も現今は歌はない。即ち此の二つだけが舊典とは異つてゐるのであつて、其の他は全く建久の時と同じ姿で行はれてゐる。

但し茲に一つ問題となるのは、今日に傳はつてゐる御占の神事の精神並に儀式の形が、果して延暦の儀式帳、或は更に遡つて此の神事が初まつた時代の精神並に形式と同様であるか、或は又、多少後世の變遷が加はつてゐはしないか、幾分の疑が存する事である。即ち延暦の儀式帳に依ると此の神事は單に御神意のお示しを願つて吉凶を定めるのみあるが、建久年中行事には、天つ神國つ神を下ろし奉る外に、更に「奈留伊賀津千」の神までも下ろしてゐるのである。これは如何なる神であるかと云ふに、伴信友の正ト考には、雲の上に鳴り轟く所の雷神であるとしてゐる。成る程其の名から見るとさう思はれるが、しかし御占と天上の雷神とは何の關係もないのに、それが突然現れて來るのは甚だ不可思議である。そこで段々考へて見ると、書紀の仲哀天皇の卷には、中臣の烏賀津連の名が出てゐる。これは對馬

から龜トを傳へた人であつて、續紀には、之に伊賀臣の字を當てるし、更に新撰姓氏錄には、雷大臣と書いてゐる。是等は何れも當て字であるが、其の中で姓氏錄に「雷」とあるのは、恰も神下ろしの歌に「奈留伊賀津千」とあるのと符合してゐる。

中古の初め、姓氏の定めが嚴格を極めた頃の天應元年七月に、此の伊賀都臣の子孫で、京師の右京に住んでゐた栗原勝子公が姓氏の事について特に上表してゐるが、其の上表に依ると、伊賀津臣は、神功皇后の御世に百濟に使して、彼の土地の娘を娶り、一人の男子を生んで日本大臣と名けた。其の日本大臣が祖國に歸つて來て龜トを傳へたのだと云ふ事になつてゐる。姓氏錄に雷大臣とあるのは即ち此の人の事で、傳へて來た龜トの法を對馬國に遣したが、其子孫は世々對馬にあつて、下縣郡佐須郷阿連村に住んだ。斯くて後には其の一族の者の家數が十軒にも及んだので、祖先の雷大臣を神と崇めて豆駿郡の豆駿村に祭つた、それが延喜式内の雷命神社である。斯ういふわけで、龜トは對馬が其の本源とせられ、後世のト部には、必ず對馬國から占術に勝れた者を召した。此の對馬の外にも、壹岐ト部・伊豆ト部なるものがあつて、之を三國のト部と云つて重用せられた。職員令に依るとト部の定員は二十人で、其の中伊豆と壹岐は各五人、對馬は十人である。

斯の如く對馬ト部が特別に重んぜられたのは、其の國が龜トの發祥地だからであるが、對馬ト部を重

んずる思想は、やがて又其の祖神たる雷の大臣を崇拜する思想となり、遂に御占の神事にまでも此の神を下ろすに至つたものと思はれる。そして、「ナルイカヅチ」と云ふ名は、雷と云ふところから、「鳴る」といふ冠稱が自然についたものであらう。何にして之を天上の雷神と解する伴氏の説は無理である。

次には「上津大江、下津大江」の解釋であるが、これは神であるか否か疑はしい。そして注意すべきは、外の二古歌には、「於利萬志萬世」とあるのに、これには特に「摩伊利太萬江」とある事である。如何にも言葉が粗雑であつて、其處に何等かの段階のある事を想像せしめる。ところで、神とすれば如何なる神であるか、之に就ては今までに優れた説がなく、未詳のまゝに描かれてゐる。そこで予としても好い考はないが、中世に出来た龜トの書物に、「龜ト秘傳」と云ふのがある。固より上古のものではなく中世以降の事を録したものであるから、さして信用を置くことはできないが、兎に角今日に秘傳として遺つてゐるものである。其の祕傳に依ると、龜甲を灼く前に奏上する祭文の中には、龜トの神として太詔戸ノ命の名が出て來るが、此の神の言葉として種々の事が述べられる中に、「天香山の白真名鹿」と云ふ者の事があつて、「白真名鹿は、上つ國の事を知る可し、何ぞ地つ下の事を知らんや、吾は能く上國、地下、天神、地祇を知れり、況んや復人情の憤りをや」と云はれてゐる。即ち自分は幽冥界の事にでも通じてゐるのであるから、況して人間の憤怨や不平不滿の如きは見通しに判つてゐる、と仰せられてゐる

る。これに依つて見れば、事に依ると、こゝの下つ大江とは、神の世界の事を知つてゐる太詔戸ノ命を下るすのであるまいか。果してさうだとすると、神下ろしの歌の第二、第三に出て來る神々は皆龜トの神であつて、琴占の神ではないことに歸する。御トの神事其のものの性質は、前にも注意した通り、天照大神のお言葉を請ひ奉るのであるのに、建久には、斯かる神まで下ろしてゐる所を見ると、其處に龜トの影響の入つたことが想像せられるのである。

しかし斯かる事は謂はば餘計な穿鑿であつて、何れの古い神社でも舊儀が漸次に廢絶する中に、伊勢の神宮には、斯様な古風の神事が今以て遺存してゐるのは珍重すべきである。但し神宮の祭式でも恒例の祭式は、明治八年に神宮明治祭式が編纂される際、折しも舊來の陋習一變といふことが時代思想として人氣を占めてゐたので、我々職を伊勢に奉じて祭祀を司つてゐた者は、努めて舊儀の保存に微力を致したにも拘らず、多くそれが失はれ去つたのは遺憾な事であつた。

### 三

神宮恒例の祭式中で、明治初年の改正の時に手を觸れられなかつたものとしては、只遷宮の諸祭式がある。随つて遷宮の祭式中には、舊儀の見るべきものが、今日もかつて残り傳はつてゐる。私がこゝに云はうとする杆築祭も其の一つである。此の祭儀は、延喜式に「宮地を鎮祭す」とあるものであるが、

今では杵築祭の名の下に行はれてゐる、神殿が竣工した其の晩に、神職が各々其手に白い杖を持つて、神殿周囲の土地を築き固める神事である。其の儀式は頗る古體のもので、鎌倉時代の初期に出来た「遷宮例文」と云ふ書物に依ると、此の杵築祭の時に唱へる祝詞の中には

掛畏幾五十鈴乃宮乃杵築志氏介里

國曾榮留郡曾榮留萬世萬天仁天照須大宮地呂如<sup>レ</sup>此志筒々仕奉良牟萬世萬天二萬世萬天二  
知波夜不留五十鈴乃宮仁杵築志天國曾榮留郡曾榮留萬津世萬天爾萬世爾

と宮地を祝福する歌詞が織込まれてゐる。ところが、其の後の遷宮記になると、第三の歌詞がなくなつて、第二も多少修正され、純然たる歌になつて了つてゐる。そして祝詞は申さずに、只職役人が白い長い杖を持つて、白櫛をかけ、神殿の周囲を築き固めて歩くことに成つてゐる。斯ういふ風に同じ祭儀でも、鎌倉の初期と、南北朝以後とでは多少違つてゐるのであるが、今日に残つてゐるのは勿論後のものである。しかも内宮と外宮とでは各其の歌が違つてゐて、外宮では「度會の、豊受の宮の、杵築して、宮ぞさかゆる、國ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに」と一首だけを謡ふのである。

斯う云ふ風に、祝歌を述べて、神殿、宮地を祝福する事は、朝廷の大殿祭に、所謂天津奇護言を唱へて、其の言葉の通りに目出度い事が實現すると信ずるのと同じ意味のものである。元來大殿祭は新嘗祭

の翌朝早々に朝廷で行はれる祭典で、御殿其のものを神として祭り、此の宮殿に總ての災異なく、安らかに御起居遊ばされて大政をしろしめされるやうにと祈る祭である。だから普通の祭儀とは異つて、神饌・幣帛をも捧げず、只天津奇護言といふ目度出い言葉を列ねて、御安泰を祝福するのである。

尙他の之と類似した祝ひ詞の例を擧げると、顯宗天皇の時に、億計王が播磨國の縮見、屯倉、首の家の新築祝に際して、新室詩のお歌を遊ばされ事が日本紀に出てゐるが、これが先づ其の一例である。

それから又古事記には、神功皇后が、氣比ノ神宮へお參りになつた應神天皇のお歸りを待受けて、待酒を醸して献り、目出度いお歌でお祝ひになつた所謂酒詩の歌も類似の性質のものである。

これは我々が宴會の席でお互の健康を祝するのと同じ事で、昔は其の目出度い詞の實現を信じて、種々の場合に謳うたのである。そして夫れは、祖先以來日本民族の總てが持傳へた言靈の信仰に基くものである。我々は今日でも送別の時に、「御機嫌宜しく」と云ふ挨拶を述べるのが慣例になつてゐるが、あれは決して無意味に言ふのではなく、靈があつて、其通りに必ず實現すると信じて言ふのである。病人の見舞に赴いて、早く快癒するやうにと述べるのも同じ意味で、決して一片の空世辭ではない。

言靈の信仰は實に我が國開闢以來存したものであつて、萬葉集の五に出てゐる山上憶良の歌にも、「神代より言ひ傳てけらく、敷島のやまと國は、言靈のさきはふ國と云々」であつて、既に奈良朝以前か

ら其の信仰の行はれたことを證してゐる。又同じ集の十三にある柿本人麿の送別の歌にも、我が敷島の國は言靈の幸はふ國である。正さく歸つて來よとの意味を述べてゐる。これは隣國の支那は古來文字の國であるから、文字を尊んで、殆ど文字に靈がある如く考へてゐるが、それと同じ意味で、古く文字の發明はなく、専ら言語を以て互の意思を通じた我國では、言葉の働きに非常に強い憧憬を感じ、恰度日月山川草木が我々の實生活に直接に種々の影響を及ぼすのは、必ず靈があつて其の力を現すものであると信じて之を崇拜したと同じく、言語にも靈があつて偉大の働きをするものと考へて、其の神祕力を信仰するに至つたものであらうと思はれる。そこで既に言葉には或る靈力がありとすれば、人が美しい物を見れば美を感じ、醜い物を見れば醜感を起すのと同じく、言葉でも、善い言葉は必ず善い事を來し、悪い言葉は、其のまゝに惡結果を現すと信ずるのは自然の過程である。即ち其の意味から、優れた善い言葉ばかりを列べ立てて述べるのが祝言、壽詞で、大殿祭の祭文や杵築祭の歌はそれに相當する。

斯の如く前途を祝福するための祝言、壽詞に對して、悪い言葉を列ねるのは、まだなひの詞、即ち呪詛の詞である。之に就ての顯著な例は「紀」「記」の神代卷に出てゐる山幸海幸の話である。あの物語で海神が曾て失はれか鈎を鯛の口から得て彦火々出見尊にお渡し申上げて、此の鈎を兄君にお與へに成る時には、「貧鈎、滅鈎、落薄鈎」と稱へて、後手に投棄て給へ、さうすれば其の言葉通りに成ると教へて

ゐる。これが即ち呪ひの詞である。斯ういふ風に、昔から、呪ひの詞を述べたならば、其の通りの事が必ず實現すると信じて、人々は呪ひをしたのである。如何にも今日の頭腦で考へると、是等の考は恰も雲を擱むやうであるが、これは現代の人が、あまりに精神と肉體とを別々に考へ過ぎ、又、肉體の働きのみを信じて、精神の働きを信じなさ過ぎる爲である。其の點にかけては、上代の人は實に見上げたもので、堅く靈肉の不二を信じてゐた。さればこそ心身の總てが大なる靈力を發揮して、口から發した一言と雖も其のまゝには消滅せず、云へば必ず其の言葉の靈力が働いて其の通りに實現すると確信したのである。故に神宮の神事に於て、述べる祝歌の一つ一つは、何れも空漠なものではなく、必ず其の神殿及び宮地は萬世までも御安泰で、宮も、岡も、郡も現實に榮えますのである。

私は以上の理由によつて、杵築祭の神事は言靈の信仰に基く強烈な國民的信仰が、祭祀に現れてゐるものと認める。元來祭祀は國民信仰の發露でなければならぬものであつて、それが現れてゐないやうな祭典は全くの形式である。然るに維新以來、兎角に舊儀舊典、と云へば、一概に之を固陋の習俗と見て打破すことが人氣を博し、これまでかつぐ乍らも諸國の神社に残り傳はつてゐた國民信仰の現れとも見るべき諸祭儀の形が、漸次に跡かたもなく滅ぼされてゆくのは、祭祀の上からも、又、國民信仰の上からも痛歎に堪へない事である。（文責、溝口生）